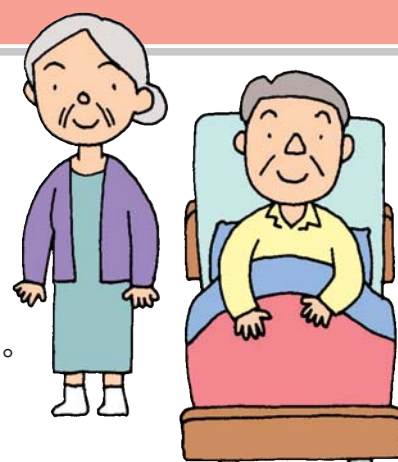


被保険者

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、広域連合の認定を受けた方

※一定の障がいとは、身体障害者手帳1～3級及び4級の一部の障がいなどです。
 ※一定の障がいに該当する方の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、75歳になるまではいつでも申請できますし、いつでも将来に向けて撤回することができます。

●生活保護を受けている方などは対象になりません。



- 対象となる日**
- 75歳の誕生日当日
 - 一定の障がいがある65歳以上の方は、広域連合の認定を受けた日

Q 75歳になるときに加入の届け出が必要ですか？



A 加入の届け出の必要はありません。それまで加入していた医療保険（国保や健康保険など）の資格を失い、後期高齢者医療制度の被保険者となります。
 ※保険証は誕生日前に送付されます。



お医者さんにかかるとき

後期高齢者医療制度では、保険証が1人に1枚交付されます。保険証には自己負担割合（1割または3割）などが記載されていますので、お医者さんにかかるときには、保険証を忘れずに窓口で提示してください。自己負担割合は、かかった医療費の1割、現役並み所得者は3割です。



交通事故などにあつたとき

交通事故などによって、けがや病気をして後期高齢者医療で治療を受けるときは、必ずお住まいの市町村の担当窓口へ届け出ましょう。
 交通事故などの医療費は、原則として加害者が過失に応じて負担すべきものです。届け出をしていただくことで、後期高齢者医療が一時的に医療費を立て替え、あとで加害者に請求することができます。



保険料



被保険者一人ひとりに、納めていただきます。保険料額は、次の方法により、個人ごとに決まります。保険料を決める基準（均等割額、所得割率）については、2年ごとに設定され、お住まいの市町村を問わず、広域連合内で原則、均一となります。

保険料の求め方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額（応益分）」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額（応能分）」の合計となり、個人単位で計算されます。均等割額38,925円と所得割率7.18%は、平成22年度、23年度の2年間使用します。1人あたりの上限額は50万円です。



$$\text{年間保険料 (100円未満切捨て)} = \text{均等割額 } 38,925\text{円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 33万円) } \times 7.18\%$$

年間保険料

例1：被保険者1人世帯の場合（保険料合計額は、100円未満切捨て）

公的年金収入額	均等割額/年	+	所得割額/年	=	保険料合計額/年
80万円	3,892円【9割軽減】	+	0円	=	3,800円
150万円	5,838円【8.5割軽減】	+	0円	=	5,800円
200万円	31,140円【2割軽減】	+	16,873円【5割軽減】	=	48,000円
250万円	38,925円【軽減なし】	+	69,646円【軽減なし】	=	108,500円
300万円	38,925円【軽減なし】	+	105,546円【軽減なし】	=	144,400円
350万円	38,925円【軽減なし】	+	137,856円【軽減なし】	=	176,700円

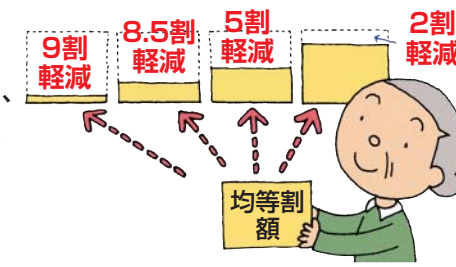
例2：被保険者2人世帯の場合（保険料合計額は、100円未満切捨て）

公的年金収入額	均等割額/年	+	所得割額/年	=	保険料合計額/年
夫 80万円	夫 3,892円【9割軽減】	+	0円	=	3,800円
妻 80万円	妻 3,892円【9割軽減】	+	0円	=	3,800円
夫 160万円	夫 5,838円【8.5割軽減】	+	2,513円【5割軽減】	=	8,300円
妻 80万円	妻 5,838円【8.5割軽減】	+	0円	=	5,800円
夫 180万円	夫 19,462円【5割軽減】	+	9,693円【5割軽減】	=	29,100円
妻 80万円	妻 19,462円【5割軽減】	+	0円	=	19,400円
夫 200万円	夫 31,140円【2割軽減】	+	16,873円【5割軽減】	=	48,000円
妻 80万円	妻 31,140円【2割軽減】	+	0円	=	31,100円
夫 250万円	夫 38,925円【軽減なし】	+	69,646円【軽減なし】	=	108,500円
妻 80万円	妻 38,925円【軽減なし】	+	0円	=	38,925円
夫 300万円	夫 38,925円【軽減なし】	+	105,546円【軽減なし】	=	144,400円
妻 80万円	妻 38,925円【軽減なし】	+	0円	=	38,925円

保険料が軽減される場合

所得が低い方

1 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、次の表に該当する場合は、同一世帯の被保険者は全員、軽減後の均等割額となります。本来7割軽減の世帯を8.5割軽減とする措置が延長され、平成22年度も引き続き8.5割軽減となります。



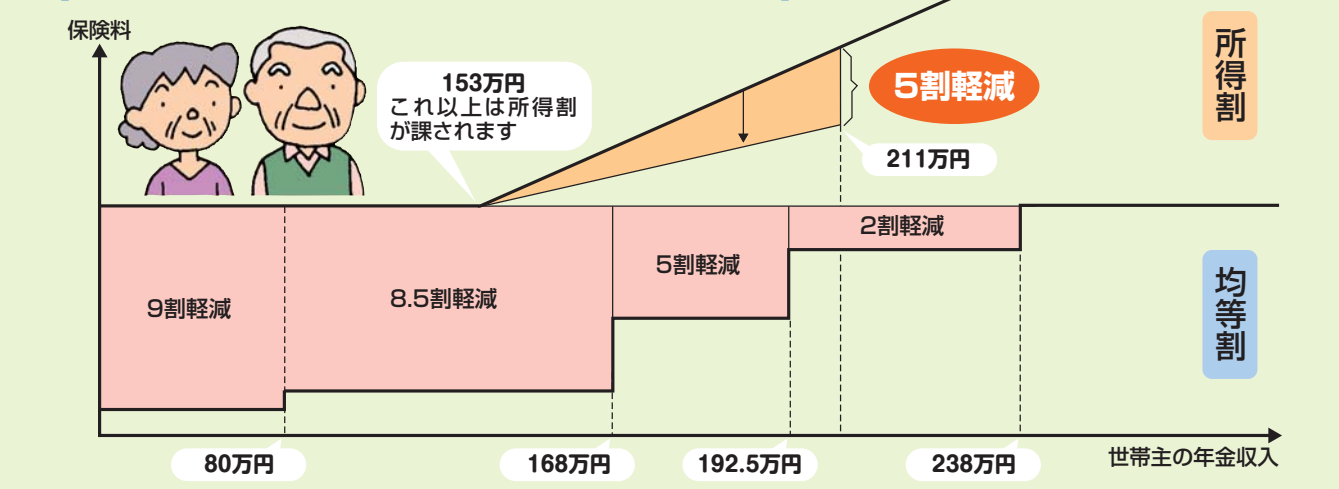
軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	軽減後均等割額
9割軽減	「基礎控除額（33万円）以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯（その他各種所得がない場合）	3,892円
8.5割軽減	「基礎控除額（33万円）」以下の世帯	5,838円
5割軽減	「基礎控除額（33万円）+ 24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）」以下の世帯	19,462円
2割軽減	「基礎控除額（33万円）+ 35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	31,140円

※65歳以上の年金収入の場合は、「年金収入 - (120万円 + 15万円)」が軽減の判定をするための所得になります。

2 所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等（所得割額の算定に用いる所得）が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます（例えば、年金のみの収入であれば、年金収入153万円から211万円までの方が、5割軽減に該当します）。

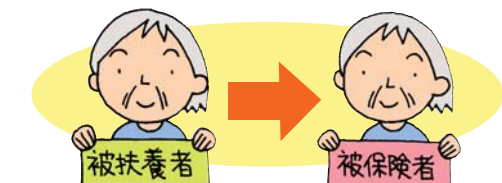
年金収入による保険料軽減のイメージ

【夫婦世帯の例（配偶者の年金収入80万円以下の場合）】



職場の健康保険などの被扶養者であった方

資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった方については、均等割額が9割軽減される措置が延長され、該当する方は平成22年度も引き続き9割軽減されます。
 ※ただし、国保及び国保組合に加入していた方は、該当しません。

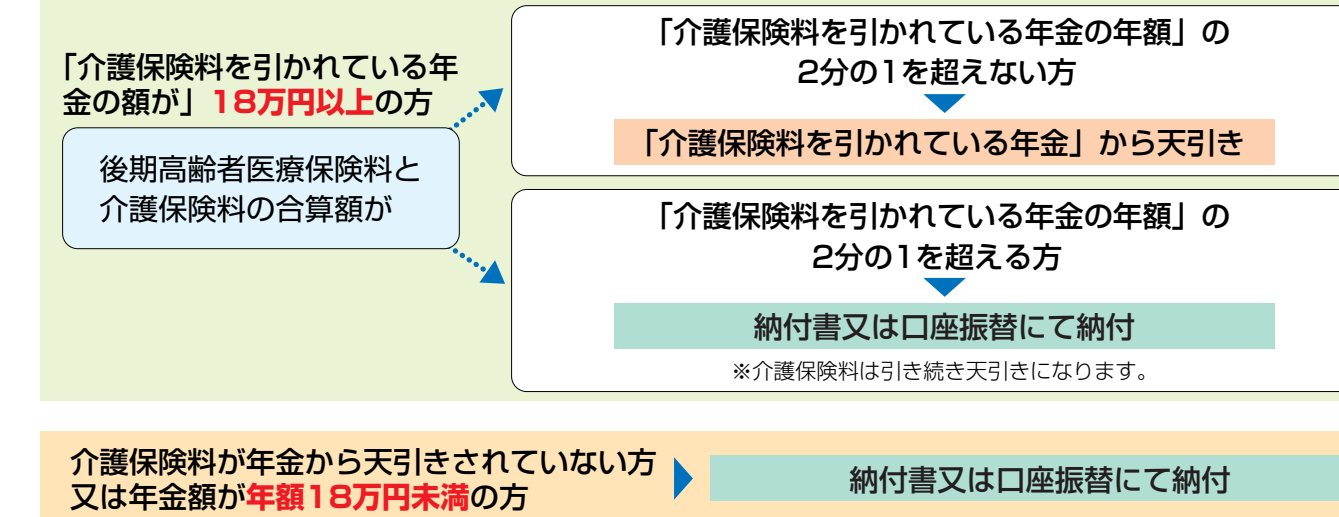
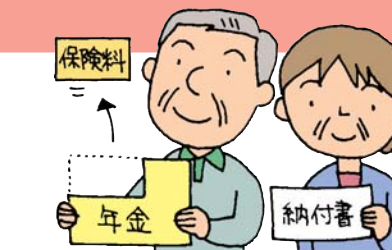


軽減割合	該当する条件等	軽減後均等割額
9割軽減	制度加入前に職場の健康保険等の被扶養者であった方	3,892円

延長されました

保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金額などによって年金から天引きされる①特別徴収と、納付書などで納める②普通徴収の2通りに分かります。事情により、本来なら①で納めていただく方も、②や「年金天引きと納付書」で納めていただく場合があります。



年金からの天引きの方でも口座振替に変更が可能です

年金からの天引きで保険料を納める方は、原則としてどなたでも口座振替に変更することができます（確実な振替が見込めない方については、認められない場合があります）。
 口座振替に変更することにより、社会保険料控除は振替をする口座の名義人に適用され、世帯の税負担が軽くなる場合があります。
 ※くわしくは市町村の担当窓口にお問い合わせください。

Q 災害などで被害を受けたときは、保険料の減免が受けられますか？

A 災害などで重大な被害を受けたときやその他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免される場合があります。



Q 保険料を滞納するとどうなりますか？

A 特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、有効期間の短い保険証（短期被保険者証）や資格証明書が交付されることがあります。



保険料の納付が困難となったときは、お住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。